

全日制 県立滑川総合高等学校（総合学科）

令和5年度入学者選抜

選抜の基本方針

- (1) 学力検査と調査書の記録に大きな差を設けずに選抜することとする。
- (2) 面接を実施し、受検生の意欲・態度を積極的に評価する。
- (3) 調査書の特別活動等の記録の「その他」で部活動に積極的に取り組み実績を残した者の選抜に配慮する。

選抜資料

○学力検査の扱い		……………	[500点]															
○調査書の扱い	<table border="0"> <tr> <td>学習の記録の得点</td> <td>1年 2年 3年</td> <td>(1 : 1 : 2)</td> <td>……………</td> <td>(180点)</td> </tr> <tr> <td>特別活動等の記録の得点</td> <td></td> <td></td> <td>……………</td> <td>(50点)</td> </tr> <tr> <td>その他の項目の得点</td> <td></td> <td></td> <td>……………</td> <td>(20点)</td> </tr> </table>	学習の記録の得点	1年 2年 3年	(1 : 1 : 2)	……………	(180点)	特別活動等の記録の得点			……………	(50点)	その他の項目の得点			……………	(20点)	……………	[250点]
学習の記録の得点	1年 2年 3年	(1 : 1 : 2)	……………	(180点)														
特別活動等の記録の得点			……………	(50点)														
その他の項目の得点			……………	(20点)														
○その他の資料	面接	……………	[100点]															

一般募集

- 第1次選抜（80%を入学許可候補者とする）

（各資料の配点）

①学力検査	②調査書	③面接	④合計
500点	400点	100点	1000点

- 第2次選抜（15%を入学許可候補者とする）

（各資料の配点）

⑤学力検査	⑥調査書	⑦面接	⑧合計
500点	500点	200点	1200点

- 第3次選抜（5%を入学許可候補者とする）

第2次選抜における合計得点の一定の順位の対象に、調査書の特別活動等の記録の得点と面接の得点で選抜する。

調査書の扱いの詳細

【特別活動等の記録の得点（50点）】

- 学級活動・生徒会活動 ※以下の区分により得点を加算する。
 - 区分A 生徒会長、生徒会副会長、生徒会本部役員、各種委員会委員長、各種委員会副委員長など
 - 区分B 学級委員またはこれに準ずるもの
 - 区分C 体育祭・文化祭・修学旅行委員長、体育祭・文化祭・修学旅行副委員長など
 - 区分D その他評価できるもの

- 部活動（調査書の「5その他」欄に記載された活動のうち、運動部・文化部に準じて評価できるもの）

※以下の区分により得点を加算する。

- 運動部：全国大会出場、関東大会出場、県大会ベスト8以上、県大会出場、都市大会3位以上、県選抜選手、地区選抜選手、部長・副部長など
- 文化部：全国大会等出場・出展、関東大会等出場・出展、県大会等（予選有）出場・出展、その他特筆すべき実績、部長・副部長など

【その他の項目の得点（20点）】

- 総合的な学習の時間の記録 ※特に顕著な活動がある場合に得点を与える。
- 資格取得等 ※以下の資格を取得している場合に得点を与える。
 - 英語検定3級以上、漢字検定3級以上、数学検定3級以上、珠算2級以上、柔道・剣道初段以上、硬筆書写技能検定3級以上、毛筆書写技能検定3級以上など

第2志望

なし

その他

なし